

(1) 制度概要

- ・令和8年4月1日から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度により、全自治体で実施することとなる
 - ・実施主体及び認可主体は市町村
 - ・市町村は事業実施に係る設備及び運営の基準を条例で定める必要あり
- (その他、実施事業者の認可、給付対象施設としての確認に係る手続きについて、要綱で定める必要あり)

(2) 支援内容の詳細

①利用対象者

保育所、認定こども園等に通っていない（保育認定を受けていない）0歳6か月～満3歳未満のこども

②利用方法

- ・月10時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用 / 園・曜日・時間を固定した定期利用
- ・長期間とならない範囲で親子通園も可能

(3) 新たな給付制度について

- ・施設型給付（民間認定こども園等の運営費に当たる給付）のように、新たな給付制度が創設される

(4) 実施予定場所

	0歳児	1歳児	2歳児
誓念寺中野こども園	1人	1人	1人
上庄こども園	1人	1人	1人

※いずれも0、1、2歳児の定員の空きを活用した「余裕活用型」での実施を予定